

鳥取藝住実行委員会

事務局規程

(目的)

第1条 本規程は、鳥取藝住実行委員会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 本会の事務局は、次に掲げる職員で組織する。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員

一 事業担当職員 1名以上

二 会計担当職員 1名以上

(職務)

第3条 事務局長は、委員長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局長の命を受けて、その所掌に属する事務を執行する。

3 事務局員の職務の分掌は、別表1のとおりとする。

(任免)

第4条 職員の任免は、委員長が行う。

2 委員長は、前2条に規定するもののほか、本会の事業の執行に必要な職員を事務局に置くことができる。

(事務の執行等)

第5条 事務の執行にあたっては、原則として文書又は電磁的記録を作成する。

2 事務局員は、事務局長に対し、逐次又は定期的に、その所掌に属する事務の執行状況を報告する。

3 事務局長は、委員長に対し、逐次又は定期的に、事務局の事務の執行状況を報告する。

4 所掌があきらかでない事務又は重要な事務の執行にあたっては、その内容に応じて、予め事務局長、委員長又は理事会の決裁を経なければならない。

(懲戒処分)

第6条 職員が次のいずれかに該当したときは、その情状により、懲戒処分に付す。

(1) 具体的リスクの発生に意図的に関与したとき

(2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかったとき

- (3) 具体的リスクの解決について、指示・命令に従わなかったとき
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、許可なく外部に漏らしたとき
- (5) 前4号の他、具体的リスクの予防、発生、解決等において本会に不都合な行為を行ったとき

(懲戒処分の決定)

第7条 前条の懲戒処分は、理事会で審議し、委員長がこれを行う。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な細則は、委員長と協議の上、事務局長が別に定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の審議を経て、委員長が行う。

付 則

この規程は令和4年9月16日から施行する。

別表1：業務の分掌

職員	分掌事務
事業担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 総会及び理事会の庶務 ② 規程類の制定及び改廃に関する原案の作成 ③ 事業計画の策定及び執行・管理 ④ 予算案の策定及び予算管理 ⑤ コンプライアンス及びリスク管理関係(コンプライアンス委員会の運営を含む) ⑥ 内部通報窓口 ⑦ その他上記に関連する事項
会計担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 資金管理、経理並びに予算管理 ② 労務管理 ③ その他上記に関連する事項